

『教職員のための共済フォーラム』別冊

共済組合ガイドブック

2026 保存版

広報誌から抜き取り、1年間お手元に置いて、
必要な時にご活用ください。



組合員の種別

当共済組合の組合員は、その任用形態、勤務条件等により、主に **一般組合員** と **短期組合員** の2つの組合員種別に分けられ、それぞれ適用される事業が異なります。

組合員種別の詳細は
こちらをご覧ください



公立学校共済組合をご存じですか？

あなたも「公立学校共済組合」の組合員です	P.2-3
共済組合における医療保険短期給付事業	P.4-5
共済組合における年金給付等長期給付事業	P.6
共済組合における厚生サービス福祉事業	P.7-11

子育ての際に利用できる制度

子育ての際に利用できる共済制度 Q&A	P.12-13
いつからいつまでももらえる？ 育児休業手当金	P.14
令和7年4月から創設した制度 育児休業支援手当金・ 育児時短勤務手当金	P.15

退職前後の手続きや制度

資格確認書の返却、 退職後も受けられる短期給付	P.16
医療保険の切替え	P.17
年金の手続き	P.18-19
福祉保険制度・ アイリスプランの手続き	P.20
貸付の残金の返済、 宿泊施設の利用	P.21



公立学校共済組合 <https://www.kouritu.or.jp/>



あなたも

一般組合員
短期組合員

「公立学校共済組合」の組合員です

公立学校共済組合の組織と事業の概要

公立学校共済組合は、民間企業の健康保険に当たる「短期給付事業」、公的年金に当たる「長期給付事業」、その他人間ドック、メンタルヘルスケアなどの「福祉事業」を提供しています。

公立学校の教職員等（公立学校の教職員、都道府県教育委員会の職員、都道府県教育委員会の所管する教育機関の職員（図書館、博物館等）など）として採用されると、公立学校共済組合の組合員（加入者）となります。

全国の公立学校で働く
教職員等(組合員)

約117万人

+

組合員の
被扶養者

約73万人

+

年金受給者

約112万人

(令和6年度末時点)



公立学校共済組合

本部、47支部（都道府県教育委員会内）、所属所（全国約3万6千校）、宿泊施設、直営病院等が連携し、組合員の皆さまの日々の生活や将来の安心を支える事業を提供しています。

給付事業

短期給付事業(P4)
(民間企業の健康保険に相当)

長期給付事業(P6)
(公的年金)

福祉事業

保健事業(P7)

貸付事業(P10)

医療事業(P11)

宿泊事業(P11)

掛金

組合員の皆さま

負担金

使用者である
地方公共団体等

当共済組合が実施する事業は、組合員の皆さまが負担する掛金と使用者である地方公共団体等が負担する負担金により運営されています。

一般組合員 短期組合員

当共済組合の組合員は、その任用形態、勤務条件等により、主に一般組合員と短期組合員の種別に分けられ、それぞれ適用される事業が異なります。

当共済組合の事業概要は、当共済組合ホームページでご覧いただけます。



トップページ ➡ 公立学校共済組合について ➡
刊行物 ➡ 公立学校共済組合と事業概要



皆さまが負担する掛金（保険料）は、毎月の給与等から控除されます

掛金（保険料）は、事業ごとに以下の掛金率（保険料率）を、標準報酬月額および標準期末手当等の額に乗じて算定します。

■ 掛金率（保険料率）（令和8年4月1日現在）

（単位：千分率）

一般組合員 短期組合員 短期給付事業	一般組合員 短期組合員 福祉事業 ^(注1)	一般組合員 ^(注2) 長期給付事業		一般組合員 短期組合員 子ども・子育て支援金	一般組合員 短期組合員 介護保険制度 ^(注3)
		厚生年金保険	年金払い退職給付		
46.60	1.41	91.50	7.50	1.15	7.88

×

標準報酬月額

各月の給料や手当等を基に算定した「報酬月額」を、「標準報酬等級表」に当てはめて決定したものです。

×

標準期末手当等の額

その月に支給された期末手当・勤勉手当等の額を合計し、千円未満の額を切り捨てた額です。

（注1）短期給付事業に係る掛金と併せて算定、控除されます。

（注2）短期組合員は、当共済組合の長期給付事業適用外となり、日本年金機構に保険料を納付いただきます（年金払い退職給付も適用されません）。

（注3）40歳以上65歳未満の方は、介護保険に係る掛金をご負担いただきます。

掛金（保険料）の
詳細はこちら



標準報酬制の
詳細はこちら



掛金（保険料）の額は、
給与明細書でご確認い
ただけます。

要チェック！

病院・薬局の利用方法

従来の組合員証・被保険者証（健康保険証）は、令和7年12月1日をもって利用できなくなりました。これに伴い、健康保険証として利用登録されたマイナンバーカード、いわゆる「マイナ保険証」を基本とする仕組みに移行しています。病院や薬局を利用する際に事前に確認しておきたいポイントをまとめました。

マイナ保険証をお持ちの場合

受付に設置されているカードリーダーにマイナ保険証を置き、顔認証または暗証番号で本人確認を行ってください。

また、令和7年9月からは、スマートフォンをマイナ保険証として利用できる病院や薬局が順次増えています。ご利用に当たっては、事前にスマートフォンでの設定が必要です。詳しい手順は、厚生労働省のウェブサイトをご確認ください。

マイナ保険証をお持ちでない場合

所属している支部から届いた、紙の「資格確認書」（ハガキサイズ）を受診先の窓口にご提示ください。資格確認書は、皆さまが公的医療保険に加入していることの証明書です。これまでの健康保険証と同じように、病院や薬局に提示してください。



どちらの場合でも、保険資格が確認できれば通常の自己負担割合で受診できます。



マイナ保険証の最新情報は、当共済組合ホームページでご覧いただけます。

トップページ ➡ マイナンバーカードコーナー ➡ 【重要】マイナ保険証コーナー



短期給付事業

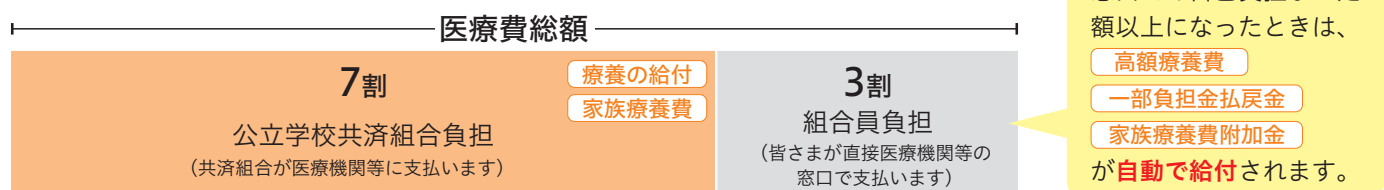
一般組合員

短期組合員

組合員とその被扶養者の皆さまが病気やけがのために病院等で診療を受けたときや、出産、死亡、休業や災害にあったときの給付を行っています。請求手続きが不要な給付と、請求手続きが必要な給付があります。

医療機関等の窓口でマイナ保険証や資格確認書を提示して 診療を受けたときの給付（請求手続き不要）

一般的な例（所得、年齢によって負担割合が変わります）



請求手続きを必要とする主な給付

給付金を請求するときは、所定の請求書に必要な書類を添えて、所属している支部へ提出してください。**給付事由が生じた日の翌日から2年以内に請求しない場合、給付金を受け取ることができなくなります。**制度の詳細、支給要件、請求手続きなどについては、所属している支部のホームページや広報誌をご覧ください。

病気やけがのとき

療養費(家族療養費)

やむを得ない理由でマイナ保険証や資格確認書を使えず、医療費の全額を支払ったとき

移送費(家族移送費)

緊急や、やむを得ず医師の指示で移送されたとき

災害にあったとき

災害見舞金

非常災害で住居や家財に損害を受けたとき

弔慰費(家族弔慰金)

非常災害で死亡したとき

出産したとき

出産費(家族出産費)

死亡したとき

埋葬料(家族埋葬料)

休業などにより、給与が減額されたとき

傷病手当金

公務によらない病気やけがで休業したとき

出産手当金

出産に伴い休業したとき

休業手当金

家族の病気やけがなどの理由で欠勤したとき

育児休業手当金

育児休業したとき

育児休業支援手当金

介護休業手当金

介護休業したとき

育児時短勤務手当金

育児時短勤務をしたとき

医療費適正化にご協力ください

当共済組合では、医療費の適正化に向けて、以下の取組みを実施しています。

柔道整復師、はり師・きゅう師・あん摩マッサージ指圧師からの施術に係る療養費支給申請書の内容点検

療養費の支給対象となる施術は限られています。内容点検を行い、対象となった方のご自宅宛てに、点検業務を委託している協力会社から照会文書を送付することがあります。お手元に届いた方は、回答にご協力をお願いします。

ジェネリック医薬品軽減額通知

先発医薬品からジェネリック医薬品に切り替えた場合に自己負担額が一定程度軽減される可能性がある方を対象に送付します。お手元に届いた方は、内容をご覧いただき、服用するお薬の選択肢の参考としてご活用ください。

適正服薬通知

同じ効果のお薬が重複して処方されている方などを対象に送付します。お手元に届いた方は、内容をご覧いただき、服薬情報のご確認や、医師・薬剤師とのご相談にご活用ください。



それぞれの取組みの詳細は、当共済組合ホームページでご覧いただけます。

[トップページ](#) ➡ [共済制度について](#) ➡ [短期給付について調べる](#)



教えて！被扶養者制度を利用する際のポイント

組合員に扶養されているご家族が、共済組合の定める一定の条件を満たす場合、「被扶養者」として認められ、医療費などの当共済組合の給付を受けることができます。認定に当たっては、収入や生活状況等をもとに、当共済組合が審査を行います。ここでは、制度をご利用いただくに当たっての基本的なポイントをご紹介します。

1. 被扶養者として認められる範囲

原則として、日本国内で生活している三親等内の親族が対象です。

- ①配偶者（事実婚を含む）、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹
- ②同一世帯に属する三親等内の親族のうち①以外の方
- ③事実婚にある配偶者（この者の死亡後も含む。）の父母および子で、同一世帯に属している方



2. 当共済組合による認定の流れ

被扶養者の届出があった場合、**当共済組合では、組合員との続柄、収入、生計維持関係（組合員が主として生活を支えているか）、同居状況など**を確認し、被扶養者としての認定の可否を総合的に判断しています。特に収入については、**被扶養者本人の年間収入が一定の基準より低いこと**が必要です。

なお、令和8年4月以降に被扶養者として新規に認定する際、対象の方の収入が給与のみである場合は、雇用契約書等から読み取れる範囲の年間収入が収入基準額を下回る見込みであれば、被扶養者として認定することとします。

■ 収入基準額の早見表

ケース	収入基準額
・ 障害を理由とする公的年金等を受給する程度の障害を有する方 ・ 60歳以上の方	年額180万円未満
・ 組合員の配偶者以外で、19歳以上23歳未満の方	年額150万円未満
・ 上記以外の方	年額130万円未満

※雇用保険の基本手当等を受けている場合は、日額が収入基準額を360で割った金額を下回るかどうかで判断します。

3. 届出が必要となる主なケース

新たに被扶養者に該当する方がいる場合や、すでに認定されている方が要件を満たさなくなった場合には、速やかに当共済組合に届け出てください。被扶養者について、次のような状況が発生した場合には、被扶養者について手続きが必要となる可能性があります。

- ☒ 被扶養者の就職、パート勤務開始、収入増加
- ☒ 結婚や離婚などに伴う扶養関係の変動
- ☒ 同居・別居・転居による住所の変更

また、当共済組合では、すでに被扶養者として認定されている方について、被扶養者の要件を満たしているかどうかを定期的に確認しています。確認の案内が届いた場合は、必要書類をご提出ください。

被扶養者制度の詳細や手続き方法については、勤務先の事務担当者までお問い合わせください。

制度の概要は、当共済組合ホームページでもご覧いただけます。

[トップページ](#) ➡ [共済制度について](#) ➡ [共済制度を知る](#) ➡ [被扶養者について](#)



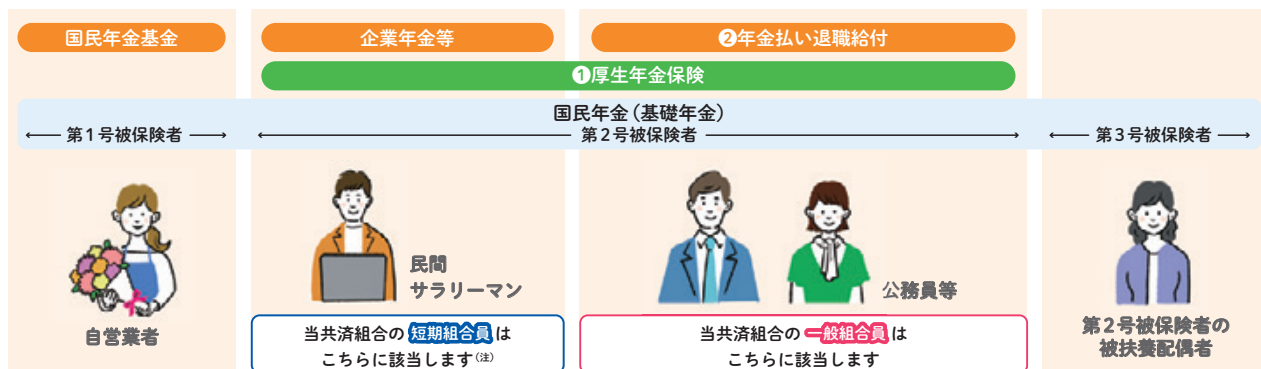
長期給付事業

一般組合員が加入している公的年金制度のうち①厚生年金保険給付と②年金払い退職給付（正式名称：退職等年金給付）を決定・支給しています。この給付は、請求手続きが必要です。

共済組合の一般組合員が加入する年金の制度

公的年金制度には、全国民共通の国民年金(基礎年金)と公務員や民間サラリーマンが加入する厚生年金保険があります。

また、国民年金や厚生年金保険を補完するものとして、年金払い退職給付など上乗せ部分の年金があります。当共済組合の一般組合員は国民年金、厚生年金保険、年金払い退職給付の3つの制度に加入しています。



(注) 短期組合員は、当共済組合の長期給付事業は適用外となり、日本年金機構の厚生年金保険に加入するため、保険料は日本年金機構に納めます(②年金払い退職給付も適用されません。)

年金加入記録は、「ねんきん定期便」や「マイナ手続きポータル」による年金記録の電子交付サービスでご覧いただけます。(詳細は、当共済組合ホームページ「ピックアップ情報」で紹介しています。)



共済組合において決定・支給する年金の種類

①厚生年金保険給付と②年金払い退職給付には、それぞれ以下の年金や一時金があります。

①厚生年金保険給付

- **老齢厚生年金** 退職後の所得を保障するために支給される年金です。
- **障害厚生年金** 一般組合員である間の傷病により、一定程度以上の障害状態となったときに、障害の状態である間、支給される年金です。
- **障害手当金** 一般組合員である間の傷病により、障害厚生年金の対象となる障害の程度より軽い障害状態となったときに支給される一時金です。
- **遺族厚生年金** 一般組合員が死亡したときに、遺族の生活を保障するために支給される年金です。

②年金払い退職給付

年金払い退職給付は、公務員の退職給付の一部として支給される年金です(短期組合員には適用されません。)

- **退職年金** 退職時までに積み立てた給付算定基礎額に基づき支給される年金です。給付の半分は有期退職年金、半分は終身退職年金として支給されます。
- **公務障害年金** 公務による傷病により一定程度以上の障害状態となったときに、障害の状態である間、支給される年金です。
- **公務遺族年金** 公務による傷病により死亡した場合で、遺族がいるときに支給される年金です。

年金払い退職給付の積立記録は、「給付算定基礎額残高通知書」や「マイナ手続きポータル」による年金記録の電子交付サービスでご覧いただけます。(「給付算定基礎額残高通知書」の詳細は、当共済組合ホームページで紹介しています。)



制度の詳細、受給要件および請求手続きは、当共済組合ホームページでご覧いただけます。

トップページ ➡ 年金受給者(待機者)向け手続き



福祉事業

一般組合員

短期組合員

組合員とご家族の皆さまの福祉を増進するため、次の4つの事業を行っています。

保健事業

組合員とその被扶養者の皆さまの心と体の健康づくりのための事業を行っており、全国共通の事業と、支部(都道府県)ごとに行う事業に分かれています。

全国共通の事業

- 特定健康診査・特定保健指導 ▶ ①
- 健康相談事業 ▶ P 8 ②
- 心の健康チェック事業 ▶ P 8 ③
心のセルフチェック ▶ P 8
- 直営病院からの講師派遣(講演会など)
- 在外教育施設派遣組合員への医薬品配付
- 福祉保険制度(ファミリー年金など) ▶ P 9 ④
- 経済生活支援事業(アイリスプラン) ▶ P 9 ⑤



支部ごとに行う事業

- 健診事業
人間ドック、器官別検診(がん検診・歯科健診など)
- 健康づくり事業
健康教育・健康指導(セミナーなど)、
健康相談、メンタルヘルス相談
- その他
宿泊施設利用補助、各種スポーツ大会の支援、
各種教養・文化行事の開催、へき地組合員を
対象とした事業 など



① 特定健康診査・特定保健指導 生活習慣病の早期発見! 早期改善!

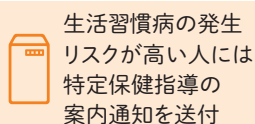
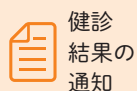
特定健康診査・特定保健指導は、40歳以上75歳未満の組合員とその被扶養者を対象に実施しており、**無料**で受けることができます。

特定健康診査とは

腹囲、BMI、血液検査等の数値から、メタボリックシンドロームや高血圧、糖尿病、脂質異常症などの生活習慣病を早期に発見し、予防・対策に結び付けることを目的とした健康診査です。

特定保健指導とは

特定健康診査の結果をもとに、生活習慣の改善が必要と判断された方に対して医師、保健師または管理栄養士が保健指導を実施することをいいます。



自分の健康状態を知るチャンス!

まずは特定健康診査を受けて、“今”の健康状態をチェックしましょう!

● 組合員の皆さま

所属所での定期健康診断等を受けることで、特定健康診査を受診したものとみなされます。

● 被扶養者の皆さま

特定健康診査受診券をお送りします。届いたら、忘れないうちに医療機関へ予約を入れましょう!

特定健康診査・特定保健指導の詳細は、**所属している支部**にお問い合わせください。

2 健康相談事業 心と体のご相談にお応えします

組合員とその被扶養者の皆さまにご利用いただける健康相談事業をご紹介します。

メンタルヘルス相談

LINEを使ったメンタルヘルス相談 (心ほっとサポート@公立学校共済)

教育現場で働く皆さまのLINEによるメンタルヘルス相談窓口です。「心の専門家」の公認心理師・臨床心理士等が、親身になってあなたの悩みにお応えします。



月・水・土・日曜日 18:00～22:00
(祝日・年末年始を含む)

●利用時間 1日1回30分
～60分程度

※利用対象者は組合員のみ

友だち
追加は
こちらから

電話・面談メンタルヘルス相談

「心の専門家」の臨床心理士が、プライバシー厳守にてカウンセリングを行います。

通話料無料

電話相談 月～土曜日 10:00～22:00(祝日・年末年始を除く)

●利用時間 1日1回20分程度

面談予約 月～土曜日 10:00～20:00(祝日・年末年始を除く)

●利用時間 1回50分程度 ●面談によるカウンセリングは1人年間
5回まで無料

●無料で面談によるカウンセリングをご利用いただくには、初回申込みを上記フリーコールで予約する必要があります。

●面談は全国主要都市の契約カウンセリングルームにて実施

プライバシーは厳守されます。安心してご利用ください。

Web相談 (こころの相談)

電話でメンタルヘルスに関する相談をしづらい方のためにWeb上で24時間、ご相談を受け付けます。

URL

ログイン番号

●臨床心理士が3営業日以内を目処に個別に回答

健康・介護の相談

教職員電話健康相談24

健康に関するご相談に、保健師等の専門家が24時間・年中無休でお応えします。

通話料無料

●一般健康相談、専門医相談(予約制)、小児救急相談に対応
●利用時間 1回20分程度

女性医師電話相談

女性医師による女性疾患についての相談を中心とした女性向けサービスです。(予約制)

通話料無料

月～土曜日 10:00～21:00(祝日・年末年始を除く)

●利用時間 1回20分程度 ※利用対象者は女性のみ

介護電話相談

介護全般に関するご相談に、ケアマネジャーや社会福祉士がお応えします。

通話料無料

月～土曜日 10:00～18:00(祝日・年末年始を除く)

●利用時間 1回20分程度



詳細は、公立学校共済組合ホームページをご覧ください。

トップページ ➡ 組合員専用ページ ➡

健康相談事業のご案内



携帯電話からもご利用できます。(通話料無料)
上記の電話番号、二次元コードは公立学校共済組合の組合員専用であり、一般に公開していないため、お取り扱いにご注意ください。

3 心の健康チェック事業 心の健康状態を確認してみませんか?

組合員の皆さまの心の健康を支えるための事業である「心の健康チェック事業」では、組合員の方が無料・匿名・何度でも受検ができる「セルフチェック」を実施しています。

「心のセルフチェックシステム」にログインし、ご自身の心の状態をチェックしてみたいはいかがでしょうか。

チェックは
簡単3ステップ!



STEP1
アクセス

当共済組合のホームページの下部にあるバナー または、
右の二次元コードからアクセスし、「セルフチェック」のボタンをクリック。



STEP2
ログイン

システムにログインし、質問項目に回答。
※初回のみ利用登録が必要となります。

初回ログインはこちら

ID: パスワード:

STEP3
結果確認

回答終了後、画面に表示される結果を確認。
設定されたID、自分で作ったパスワードは1年間保管して定期的に受検しましょう!

受検した結果は1年間保存され、心の変化の推移をみることができます。

心の健康を守る第一歩として、ぜひご活用ください。



心のセルフチェックシステムや健康相談事業などの詳細は、当共済組合ホームページをご覧ください。

『心と体の健康情報』<https://www.kouritu.or.jp/kokoro/index.html>



4 福祉保険制度

福祉保険制度は、当共済組合の公的給付（遺族厚生年金や健康保険）を補完する制度として、組合員の皆さまのニーズを考え設計された独自の制度です。

福祉保険制度には5つの制度があります

加入必須

●ファミリー年金 **死亡・高度障害**

+

選択

ファミリー年金に
希望する制度を
組み合わせて加入

●入院費用給付金 **入院時**

●特定疾病給付金 **重たい病気**

●傷病休職給付金 **休職時**

●元気づくりサービスコース **健康増進**

封筒が届いたら中身を
確認してください

6月～7月
募集資料配布^(注3)



▼ 5つ全てに加入しても…

●月額保険料^(注1)

保険年齢 ^(注2)	男性	女性
30歳	2,221円	2,047円
40歳	3,084円	3,319円
50歳	5,662円	5,916円

- ✓ スケールメリットを活かしたお手頃な保険料で加入できます！
- ✓ 新規加入・加入内容の見直しは、年に一度の募集期間6月上旬～7月下旬^(注3)に行うことができます！忘れずにお手続きください！
- ✓ 退職（組合員資格喪失）後も継続加入できます！

月額保険料の6カ月分を年2回（10月、4月）、加入者が指定する金融機関口座から振替します。

（注1）ファミリー年金（新基本プラン）、入院費用給付金（Aコース）、特定疾病給付金（5万円プラン※7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約を付加した場合）、傷病休職給付金（Zコース）、元気づくりサービスコースに加入した場合です。記載の保険料は概算保険料です。記載の保険料等は、パンフレット作成時点の基礎率により計算されています。実際の保険料等はご加入（増額）および更新時の基礎率により決定しますので、今後の基礎率の改定により保険料等も改定されることがあります。

（注2）年齢は保険年齢です。保険年齢は、満年齢を基に1年未満の端数について6カ月以下は切り捨て、6カ月超は切り上げた年齢をいいます。

例：保険年齢40歳＝令和8年11月1日現在満39歳6カ月を超え満40歳6カ月まで。傷病休職給付金は満年齢です。

（注3）支部により異なります。



制度内容等詳細、各制度・各特約の保険料内訳は、専用ホームページのデジタルパンフレットでご確認ください。〈ユーザー名： XXXXXXXXXX パスワード： XXXXXXXXXX〉でログイン



ファミリー応援金 について

ファミリー応援金は、当共済組合が保険料を負担し、組合員（短期組合員含む）の皆さまが被保険者として加入する制度です（加入手続き書類の提出は不要です）。組合員（短期組合員を含む）の方がお亡くなりになった場合または所定の高度障害状態となった場合は、一律5万円が支給されます。

※告知内容等の詳細は、当共済組合ホームページの組合員専用ページをご覧ください。

5 アイリスプラン

アイリスプランは国・公・私立学校教職員の経済生活支援を目的とした任意加入の保険制度です。現職中はもちろん、将来の生活も支援するアイリスプランをぜひご活用ください。

＼ 着実に資産を育てる /

年金コース

- 毎年の募集のタイミングで一時払いの申込みが可能に！
- パソコンやスマートフォンから加入内容の確認や一部払出の手続きが可能に！

9月頃募集
受付開始



年金コースの
ご案内



＼ 病気・ケガ・賠償に備える /

医療・日常 事故コース

- 病気やケガによる入院保障にオプション（先進医療・手術・ガン診断など）を付けてプランを組み立て！
- 事故によるケガの補償のほか、個人賠償責任補償も付いています！

お問い合わせ先

教職員生涯福祉財団サービスセンター TEL（無料）0120-491-294

受付時間 月曜日～金曜日（祝日を除く）10：00～17：00

専任スタッフが
お答えします



※アイリスプランは一般財団法人教職員生涯福祉財団により実施されています。

※ご加入者さまが住所を変更された場合および当共済組合の組合員でなくなった場合は、サービスセンターまでご連絡ください。

制度内容等詳細については、9月以降に配布するパンフレットまたは教職員生涯福祉財団のホームページをご参照ください。ホームページでは、年金コースの将来の受取額や積立必要額の試算もできます！

貸付事業

臨時に資金が必要なときのために、目的に応じた貸付けをご用意しています。

貸付けの種類	こんなことに利用できます	借入限度額	利率（年利）
一般	車の購入、家電家具の購入、引っ越し、旅行、介護施設の一時金の支払いなどさまざまな臨時の支出	200万円	低利率 (注2) 1.32% 貸付事業 キャラクター おたすけろ
住宅	住宅の新築、リフォーム、賃貸住宅の敷金礼金の支払いなど	1,800万円 ^(注1)	
教育	進学に伴う入学金・1年分の授業料・引っ越し費用の支払い、必須教材の購入など	550万円	
結婚	挙式、披露宴、新婚旅行など	200万円	
医療	自分や家族の手術、入院など	120万円	
葬祭	葬儀費用、墓地の取得費用など	200万円	
特別	短期組合員の方や再任用組合員の方などが支払う、さまざまな臨時の支出	200万円	

※この他にも、さらに低利率の在宅介護対応住宅貸付け、災害関連の貸付けなどがあります。
※返済は給与（ボーナス）から控除され、担保や保証人は不要です。

あらゆるライフイベントで公立共済の貸付けをご利用いただけます!!



車の購入費用に！

一般 90万円までは原則
添付書類不要です

家の購入、リフォームに！

住宅 新築、購入時だけでなく、リフォームでも年利1.32%で借りられます！

万一の病気に…

医療



結婚式の費用に！

結婚



進学費用に！

教育 高校、大学だけでなく、小中学校の関連費用も貸付けの対象です

再任用中も貸付けの対象に！

特別 短期組合員や再任用組合員の方も借りられます！

就職／結婚／子どもの誕生／家の購入／子どもの進学／家のリフォーム／定年退職／再任用…

(注1) 住宅貸付けの借入限度額は、組合員期間等に応じて変動し、上限は1,800万円までとなります。

(注2) 令和8年6月時点の利率(変動利率)です。貸付利率には、保証料率(年0.06%)を含んでいます。

保証料とは、ローン等を借り受ける際に、保証人の代わりに保証会社による債務保証を受けるための費用をいいます。もし、ローンの返済が滞った場合には、保証会社が借受人の代わりにローンを返済し、その返済額は保証会社から借受人に請求されます。

貸付制度の詳細はホームページでご覧いただけます。



また、所属している支部の貸付担当にもお気軽にお問い合わせください。

お借入れ前には、貸付シミュレーションやライフプランシミュレーションをぜひ、ご活用ください。

[トップページ](#) ➡ [共済制度について](#) ➡ [資金をかりる](#)



医療事業

より高度な医療サービスを行うとともに保健事業とも連携した健康管理を進めるため、福祉事業の一環として全国に7つの直営病院を運営しています。

一般的な診療のほか、人間ドック、特定健康診査など、疾病の予防対策も行っています。



詳細は、当共済組合ホームページでご覧いただけます。

トップページ ➡ 共済制度について ➡ 共済制度を知る ➡ 共済組合の事業 ➡ 福祉事業 ➡ 医療事業



東北中央病院（山形県山形市）

☎023-623-5111（代表）
https://tohoku-ctr-hsp.com

関東中央病院（東京都世田谷区）

☎03-3429-1171（代表）
https://www.kanto-ctr-hsp.com

北陸中央病院（富山県小矢部市）

☎0766-67-1150（代表）
https://hokuriku-ctr-hsp.jp

東海中央病院（岐阜県各務原市）

☎058-382-3101（代表）
https://www.tokaihp.jp

中国中央病院（広島県福山市）

☎084-970-2121（代表）
https://www.kouritu-cch.jp

四国中央病院（愛媛県四国中央市）

☎0896-58-3515（代表）
https://www.shikoku-ctr-hsp.jp
四国中央病院分院（三島医療センター）
については全診療科休診中です。

九州中央病院（福岡県福岡市）

☎092-541-4936（代表）
https://www.kyuchu.jp

一般診療に関する交通費助成等の見直しについて

組合員およびその被扶養者の方が、一般診療で直営病院を利用されるときには、交通費等が助成されていましたが、この助成制度を令和8年4月から段階的に見直しています。ご理解の程、よろしくお願いします。

	現在	令和9年4月～	令和10年4月
入院のために要した直営病院までの往復交通費	実際の負担額の 100分の25を 助成します。	実際の負担額の 100分の12.5を 助成します。	廃止
室料差額のある病室に入院した場合の差額料金			
診断書、証明書等の文書料金			
分娩時の分娩介助料			

宿泊事業

全国31カ所の宿泊施設とおトクな公立共済メンバーズカードを紹介します！



●公立共済やすらぎの宿

全国各地にある公立学校共済組合の宿泊施設（公立共済やすらぎの宿）を運営しています。

組合員およびご家族の皆さま（配偶者、子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹）は、組合員料金でご利用いただけます。

▶ 詳しくはこちら！ <https://www.kourituyasuragi.jp>



●公立共済メンバーズカード

組合員および年金受給権者（年金待機者を含む。）の方にお申込みいただけるゴールドカード相当の特典が付いたクレジットカードです。

▼ 詳細・お申込みはこちら！

<https://www.kourituyasuragi.jp/memberscard/>



入会金・年会費 永年無料！！

ゴールドカード相当の
魅力的な特典が満載



① 空港ラウンジサービス

会員専用ラウンジの利用が可能！

② ポイントサービス

加算倍率が最大2.5倍！

③ パッケージツアー割引サービス

「オリコ旅行センター」からのお申込み・お支払いで最大8%OFF！

④ Orico 優待ナビ

会員限定クーポンやおトクなサービスが受けられるポータルサイトの利用が可能！ ※ご利用には、eオリコのご利用登録（無料）が必要です。



●公立共済メンバーズカードは、株式会社オリエントコーポレーションより発行されるクレジットカードです。カードの発行に当たっては審査があります。

公立共済やすらぎの宿と公立共済メンバーズカードの紹介動画をP21で案内中！

妊娠期から出産後まで！

子育ての際に 利用できる制度

一般組合員
短期組合員

組合員の皆さまの「妊娠・出産・育児」をサポートする当共済組合の制度について、Q&A形式でご紹介します。

今回ご紹介する制度は、**全て届出等の手続きが必要です。**
手続き等については支部によって異なります。詳細は、所属している支部へお問い合わせください。

制度対象 全組合員
となる方 WOMAN 女性組合員のみ

妊娠～出産

WOMAN 掛金の免除

Q 掛金の免除があると聞きましたが、どの程度免除されますか？

A 産前産後休業期間^(注1)の掛金(保険料)は全額免除されます。対象となる期間は、各休業の開始日の属する月から終了日の翌日の属する月の前月までです。

(注1) 出産日(出産日が出産予定日後であるときは出産予定日)以前42日(多胎妊娠は98日)から出産後56日までの間において、妊娠または出産を理由として勤務に服さない期間をいいます。

ALL 給付金

Q 近いうちに出産する予定ですが、受けられる給付はありますか？

A 出産費と出産費附加金、または家族出産費と家族出産費附加金が受けられます。

組合員が出産したとき		被扶養者が出産したとき	
出産費	50万円 ^(注2)	家族出産費	50万円 ^(注2)
出産費附加金	5万円	家族出産費附加金	5万円

(注2) 産科医療補償制度に加入していない医療機関等で出産した場合は、48万8千円となります。



ALL 被扶養者の認定申告

Q 生まれた子どもについて被扶養者の認定を受ける場合、手続きに当たって注意する点がありますか？

A 出生日の翌日から30日以内に手続きを行ってください。30日以内の届出であれば出生日からの認定となりますが、30日を過ぎてしまうと当共済組合が届出を受けた日からの認定となりますので、ご注意ください。



育児休業中

ALL 掛金の免除

Q 育児休業中にも掛金は免除されますか？

A 育児休業等^(注3)の期間中の月額掛金(保険料)は休業の期間に応じて次のとおり全額免除されます^(注4)。

- ・育児休業等の開始日が属する月と終了日の翌日が属する月が異なる場合【例1】
→開始日の属する月から終了日の翌日が属する月の前月まで免除されます。
- ・育児休業等の開始日が属する月と終了日の翌日が属する月が同じ場合【例2】
→その月に14日以上育児休業等を取得していれば、当該月の掛金が免除されます。



(注3) 育児休業および育児休業等の制度に準ずる措置による休業をいいます。

(注4) 賞与に係る掛金については、賞与月の末日を含んだ連続した1カ月を超える育児休業等を取得した場合に限り、免除されます。詳細は、このページの最下端でご案内しています。当共済組合ホームページの「掛金等の徴収」をご覧ください。



ALL 給付金

Q 育児休業中に受けられる給付はありますか？

A 育児休業手当金および育児休業支援手当金が受けられます。

詳細はP14・15をご参照ください。



当共済組合の貸付けを返済中の組合員から申し出があった場合、育児休業期間中の貸付けの返済が猶予されます。

育児休業終了・職場復帰後～子が3歳になるまで

ALL 給付金

Q 職場復帰後、育児時短勤務や部分休業取得中に受けられる給付はありますか？

A 子が2歳に達するまでの間は、育児時短勤務手当金が受けられます。

詳細はP15をご参照ください。



ALL 標準報酬月額の変改

Q 職場復帰後、部分休業を取得したので、報酬の額が前よりも低くなりました。掛金(保険料)の額は以前と同じなのでしょうか？

A 育児休業等の終了日において3歳に満たない子を養育する場合で、これまでの標準報酬月額と復帰後に受け取る報酬の額がかけ離れた額になる場合、標準報酬月額の「育児休業等終了時改定」を行うことができます。これにより、復帰後に受け取る報酬の額に見合った標準報酬月額に改定されるため、負担する掛金(保険料)の額が下がります。



掛金(保険料)が下がるのは助かるけど、将来受け取る年金が少なくなるのでは？

年金額の計算に使用する標準報酬月額については、将来受け取る年金額が下がることがないように、「3歳未満の子を養育する組合員等の標準報酬の月額の特例」が設けられています。これにより、子が3歳になるまでの期間については、子の出生前の標準報酬月額で年金額が算定されます。



長期給付事業キャラクター かめるん



今回ご紹介した制度の詳細は、当共済組合ホームページでご覧いただけます。

掛金

トップページ ➡ 共済制度について ➡ 共済制度を知る ➡ 掛金等 ➡ 掛金等の徴収



給付金

トップページ ➡ 共済制度について ➡ 短期給付について調べる



標準報酬

トップページ ➡ 共済制度について ➡ 共済制度を知る ➡ 標準報酬制 ➡ 標準報酬制の概要



育児休業手当金

一般組合員
短期組合員

育児休業により勤務しなかった期間のうち、**原則として、育児休業の対象となる子が1歳に達する日（誕生日の前日）まで**給付される手当金です。

● 給付額

給付期間	給付額	給付上限額（日額）（令和7年8月現在）
休業開始から180日まで	標準報酬日額 ^{（注1）} × 67/100（円未満切捨て）	14,718円
休業開始から181日以降	標準報酬日額 ^{（注1）} × 50/100（円未満切捨て）	10,984円

（注1）標準報酬月額×1/22（10円未満四捨五入）

なお、「パパ・ママ育休プラス」制度に該当する場合は、その子が1歳2カ月に達する日まで、最大1年の範囲で育児休業手当金が支給されます。

また、一定の要件を満たした場合、最長で2歳に達する日まで、育児休業手当金の給付期間が延長されます。

延長の判断は、育児休業の対象となる子が次の年齢に達したときにそれぞれ行います。

㊦ 1歳になったとき^{（注2）}

主に次のいずれかの要件に該当した場合、**1歳6カ月に達する日まで**、支給期間が延長されます。

- ① 育児休業に係る子について、保育所等に入所申込みをしているが、1歳に達する日後の期間について、当面その実施が行われない場合
- ② 常態として育児休業に係る子の養育を行っている配偶者で、その子が1歳に達する日後の期間に、常態としてその子を養育する予定であった方が、死亡や負傷、疾病等により養育することが困難な状態になった場合
- ③ 育児休業が他の休業^{（注3）}により終了し、その後、他の休業が対象者の死亡等により終了した場合

（注2）パパ・ママ育休プラスを利用した場合の「支給期間の延長」の判断は、1歳になったときではなく、「パパ・ママ育休プラスにより延長されている期間が終了したとき」に行います。

（注3）産前産後休業、新たな子に係る育児休業、介護休業が該当します。

㊦ 1歳6カ月になったとき

1歳6カ月に達する日まで支給期間を延長した方が、1歳6カ月に達する日後の期間について、㊦①～③のいずれかの状態にある場合、2歳に達する日まで、支給期間が延長されます。ただし、①の要件については、1歳に達する日から引き続き①の状態であることが必要です。

【①のイメージ図】



注意!こんなときは支給期間を延長できません。

- ・1歳の誕生日を過ぎた日を入所希望日として保育所等への入所を申込み、待機状態になったとき
(例：令和7年3月12日生まれの子について、令和8年4月1日を入所希望日として入所申込みをした)
- ・保育所等の入所が決定したとき
- ・保育所等の入所決定を辞退したとき



令和7年4月から、㊦①については「速やかな職場復帰を図るために保育所における保育等の利用を希望しているもの」である場合に限ることとされました。

このため、保育所等への入所申込みに際して、職場復帰や保育所等への入所の意思がないことが明らかな場合は、支給期間を延長できないことがありますので、ご注意ください。



要件や申請方法などの詳細は、所属している支部へお問い合わせください。

トップページ ➡ 公立学校共済組合について ➡ 支部一覧



令和7年4月から育児休業・育児時短勤務中に利用できる制度が創設されました！

育児休業支援手当金・ 育児時短勤務手当金

一般組合員
短期組合員

令和7年4月から、育児休業中に利用できる制度として「**育児休業支援手当金**」、育児時短勤務中に利用できる制度として「**育児時短勤務手当金**」がそれぞれ創設されました！

育児休業支援手当金

育児休業中に、育児休業手当金と併せて受けられる手当金です。育児休業の対象となる子の出生直後の一定期間に、両親ともに14日以上育児休業を取得している場合に、**育児休業の期間が28日に達する日まで受けられます（28日のうち、週休日に当たる日には給付されません）**。

なお、配偶者がいない場合や、配偶者が就労していない場合、配偶者が産後休業を取得した場合などは、組合員の皆さま自身が14日以上育児休業を取得している場合に受けられます。

● 給付額

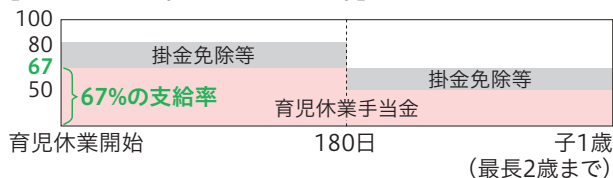
原則として、育児休業の期間1日につき標準報酬月額^(注1)×13/100となります。

なお、1日当たり2,855円が上限となります（令和7年8月現在）。

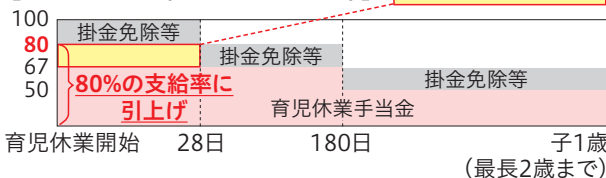
（注1）標準報酬月額×1/22（10円未満四捨五入）

◆ 育児休業支援手当金

【支給イメージ（令和7年3月まで）】



【支給イメージ（令和7年4月以降）】



育児時短勤務手当金

2歳未満の子を養育するため、育児時短勤務を行った場合や部分休業を取得した場合等に受けられる手当金です。

● 給付額

・原則として、育児時短勤務の期間1カ月につき、その月の報酬の額×10/100が給付されます。

・育児時短勤務を開始した月の標準報酬月額の水準を超えないように調整されます。

この標準報酬月額が基準報酬月額相当額^(注2)を超えるときは、後者の額に置き換えて調整されます。

・その月の報酬の額と給付額との合計額が支給限度額^(注3)を超えるときは、超えた部分が減額されます。

・以下の①～③のいずれかに該当する場合は、給付されません。

①その月の報酬の額が、育児時短勤務を開始した月の標準報酬月額より減少していないとき

②その月の報酬の額が、支給限度額^(注3)以上のとき

③その月の給付額が、最低限度額^(注4)以下のとき

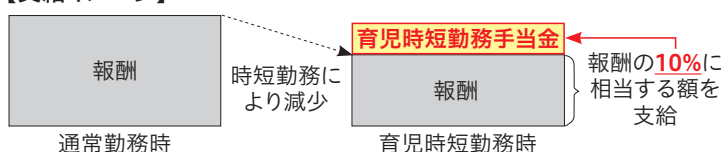
（注2）483,300円（令和7年8月現在）

（注3）471,393円（令和7年8月現在）

（注4）2,411円（令和7年8月現在）

◆ 育児時短勤務手当金

【支給イメージ】



要件や申請方法などの詳細は、所属している支部へお問い合わせください。
トップページ ➡ 公立学校共済組合について ➡ 支部一覧



令和7年4月から創設した制度
育児休業支援手当金・育児時短勤務手当金

退職前後の手続きや制度

一般組合員
短期組合員



資格確認書の返却、退職後も受けられる短期給付……………	P 16
医療保険の切替え……………	P 17
年金の手続き……………	P 18～19
福祉保険制度・アイリスプランの手続き……………	P 20
貸付の残金の返済、宿泊施設の利用……………	P 21

資格確認書 資格確認書等はどうするの？

現在お持ちの資格確認書等^(注)は、**退職した日の翌日から使用できなくなります。退職時に所属所へ返却してください。**
退職した日の翌日以降に資格確認書等を使用して医療機関を受診した場合、当共済組合が医療機関等に支払った医療費等を返還していただくことになります。

(注) 資格確認書等とは、「資格確認書」、「限度額適用認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」、「特定疾病療養受療証」、「高齢受給者証」などを指します。なお、マイナ保険証（マイナンバーカード）については、返却の必要はありません。

短期給付 退職後も受けられる給付はあるの？

一定の要件を満たすことで、退職後も当共済組合から受けることができる給付金があります。ただし、**給付事由が生じた日の翌日から2年以内に請求しない場合、給付金を受け取ることができなくなります。**なお、退職後に他の共済組合の組合員資格や健康保険の被保険者資格を取得し、同一事由により給付を受けるときは、当共済組合からは給付されません。

給付名	給付要件
傷病手当金 ^(注1)	・1年以上組合員期間があり、傷病手当金の給付期間中に退職し、引き続いて労務に服することができないとき ・1年以上組合員期間があり、傷病手当金を受ける要件を満たしていたが、報酬との調整などで傷病手当金を受けないで退職し、引き続いて労務に服することができないとき
出産費	・1年以上組合員期間があり、退職後6カ月以内に出産したとき ・任意継続組合員の資格を取得後、任意継続組合員期間中に産したとき ・任意継続組合員の資格を喪失後、6カ月以内に出産したとき
出産手当金 ^(注2)	・1年以上組合員期間があり、出産手当金の給付期間中に退職したとき ・1年以上組合員期間があり、出産手当金を受ける要件を満たしていたが、報酬との調整などで出産手当金を受けないで退職したとき
埋葬料	・退職後、3カ月以内に死亡したとき ・任意継続組合員の資格を取得後、任意継続組合員期間中に死亡したとき ・任意継続組合員の資格を喪失後、3カ月以内に死亡したとき

(注1) 支給期間（同一傷病について最大1年6カ月〔結核性の病気の場合は3年〕）が残っている場合に給付されます。

(注2) 支給期間（出産の日以前42日〔多胎妊娠は98日〕から出産の日後56日）が残っている場合に給付されます。

医療保険 どの公的医療保険に加入したらいいの？

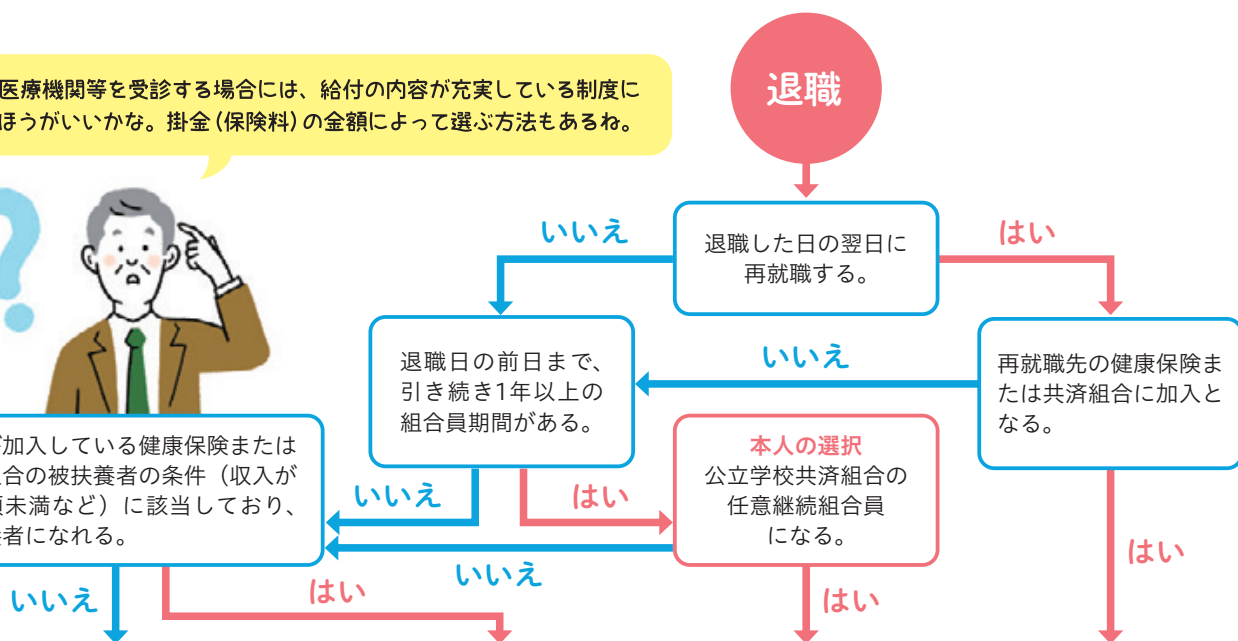
再就職の有無や勤務状況によって異なります。再就職し、勤務先の健康保険等に参加する場合のDを除き、それぞれの要件を満たしている場合には、A～Cの3つの選択肢が考えられます。

それぞれの特徴を見極め、ご自身に合った制度を選んで、加入手続きを行いましょう。

定期的に医療機関等を受診する場合には、給付の内容が充実している制度に加入したほうがいいかな。掛金（保険料）の金額によって選ぶ方法もあるね。



家族が加入している健康保険または共済組合の被扶養者の条件（収入が一定額未満など）に該当しており、被扶養者になれる。



	A 国民健康保険の被保険者	B 健康保険の被扶養者または共済組合の被扶養者	C 任意継続組合員（最長2年間加入できます）	D 健康保険の被保険者または共済組合の組合員
給付内容	附加給付がない等、健康保険や共済組合より給付額は少額になることがある	健康保険または共済組合により異なる	現職時とほぼ同じ	健康保険または共済組合により異なる
掛金（保険料）	前年の収入をベースに算出（市区町村により異なる）	被扶養者となるため負担なし	雇用主負担がなくなるため最大で在職時の2倍	健康保険または共済組合により異なる
窓口	住所地の市区町村役場の国民健康保険担当	家族が加入している医療保険担当	所属している当共済組合の支部	再就職先の医療保険担当
その他	被扶養者制度がないため、これまで被扶養者であった方の分の保険料を世帯主が負担することになる	年金も収入に含まれる。被扶養者になるための条件については、事前に確認が必要となる（当共済組合の被扶養者制度についてはP55をご参照ください。）	被扶養者制度についても在職時と同じ。加入を希望する場合は、退職日から20日以内に申し出が必要となる	再就職先によっては、健康保険が適用されない場合もある。その場合はA～Cのうちいずれかを選ぶことになる

「資格確認書等の返却」「退職後も受けられる給付」「任意継続組合員制度への加入」についての詳しい手続き方法等は、所属している支部へお問い合わせください。

トップページ ➡ 公立学校共済組合について ➡ 支部一覧



長期給付 退職時に必要な年金の手続きは？

一般組合員

退職時の手続きは、老齢厚生年金の受給要件を満たしていない方と、すでに年金が決定されている方で異なります。ご自身に該当する手続きと年金制度を確認しましょう。

老齢厚生年金の受給要件

次の1～3を全て満たしていること

- 1 65歳になっていること(昭和36年4月2日以後生まれの方の支給開始年齢は、原則65歳です)
- 2 厚生年金被保険者期間が1月以上あること
- 3 受給資格期間が10年以上あること(上記2の期間や国民年金に加入していた期間等を合算した期間)



● 老齢厚生年金の受給要件を満たしていない方

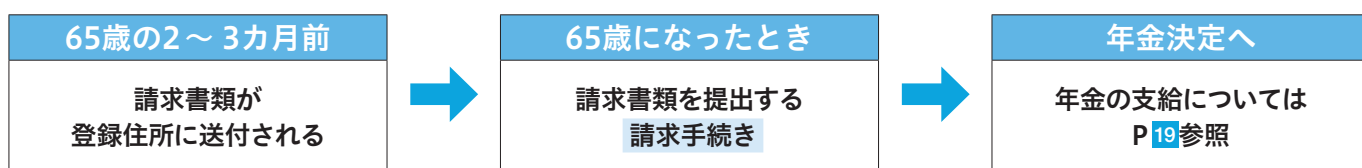
①退職時に「退職届書」を提出してください

将来の年金決定に備えて、厚生年金被保険者期間や標準報酬等が登録されます。登録が完了した方は年金待機者となります。^(注1)

なお、年金待機者にお送りしていた年金待機者登録通知書は令和8年4月から廃止されました。詳細はホームページ(このページの最下部でご案内している「年金待機者向けページ」)をご覧ください。

②65歳になったときに、年金の請求手続きをしてください

年金待機者の方が年金を受け取るには、65歳になったときに年金の請求手続きが必要です。手続きに必要な書類は、支給開始年齢に達する約2～3カ月前に当共済組合や他の実施機関^(注2)から登録住所に送付^(注3)されます。受け取った書類により、請求手続きを行ってください。なお、退職後に住所や氏名の変更があった場合は、届出が必要です。^(注4)



(注1) 一般組合員(長期給付事業の適用対象となる組合員)から短期組合員となられた方は、原則として、そのタイミングで年金待機者として登録されます。

(注2) 老齢厚生年金の決定等を行う機関(共済組合や日本年金機構、日本私立学校振興・共済事業団等)のことです。原則として、最後に加入した実施機関から年金請求に必要な書類が送付されます。

(注3) 退職年金(年金払い退職給付)についても、65歳前に請求書類を別途送付します。詳細はホームページ(このページの最下部でご案内している「退職年金(年金払い退職給付)のしくみや受給要件」)をご覧ください。

(注4) 「年金待機者異動報告書」の届出が必要です。詳細はホームページ(このページの最下部でご案内している「年金待機者向けページ」)をご覧ください。

繰上げ請求 65歳より前から年金を受け取ることもできます

詳細は、当共済組合ホームページでご覧いただけます。



トップページ ➡ 共済制度について ➡ 年金制度について ➡ 年金のしくみ ➡ 老齢の年金のしくみ ➡ 年金の支給の繰上げ



年金見込額を確認する方法

65歳に達していない方は、毎年誕生月に送付される「ねんきん定期便」や「マイナ手続きポータル」により年金見込額を確認できます。詳細はホームページ(このページの最下部でご案内している「年金待機者向けページ」)をご覧ください。

年金待機者向けページ



トップページ ➡ 共済制度について ➡ 年金制度について ➡ 年金を受け取る前に(組合員・組合員であった方向け)



退職年金(年金払い退職給付)のしくみや受給要件



トップページ ➡ 共済制度について ➡ 年金制度について ➡ 年金のしくみ ➡ 年金払い退職給付のしくみ



●すでに老齢厚生年金等が決定されている方

退職時に「退職届書」を提出してください

すでに年金が決定されている方が退職すると、退職するまでの厚生年金被保険者期間や標準報酬等を含めて年金額が改定されます。また、在職中の年金の支給停止が解除されます。

！ 注意点 3月末に退職した方の年金支給

給与情報と退職の事実を確認する必要があるため、3月末退職者の年金額の改定手続きには一定の期間を要します。
改定後の老齢厚生年金の支給は8月中^(注5)を予定しています。



支給開始まで
しばらくお待ちください。

(注5) 退職年金(年金払い退職給付)は、老齢厚生年金の年金額が改定された後に決定・改定手続きを行います。そのため、退職年金(年金払い退職給付)の支給には、さらに一定の期間を要する場合があります。

●年金の支給

年金の支給日

受給要件を満たした月や改定事由(退職)が発生した月の翌月分から支給されます。

支給日は年6回、偶数月の15日(土・日・祝日に当たる場合は直前の平日)です。支給月の前月までの2カ月分が、請求時に指定した金融機関の口座に振り込まれます。

再就職による年金の支給停止

当共済組合の一般組合員であるときや、民間会社等に勤務して厚生年金保険に加入しているとき、70歳以上で厚生年金保険の適用事業所に勤務しているとき、または国会議員・地方議会議員であるときには、老齢厚生年金の全部または一部が支給停止されることがあります。

支給停止額の計算

賃金の月額(勤務先で決定される標準報酬月額^(注6)と過去1年間に支給された賞与の12分の1の額を合算した金額)と年金の月額^(注7)の合計額が基準額を超えた場合は、超えた分の年金額の2分の1が支給停止されます。

令和8年度の基準額 月額65万円

{ (賃金の月額 + 年金の月額) - 基準額65万円(令和8年度額) } × 1/2 = 年金の支給停止額(月額)

令和7年6月の制度改正によって、基準額が大幅に引き上げられたんだ。
賃金と年金の合計(月額)が65万円以下であれば、満額の年金が受け取れるよ!^(注8)



(注6) 厚生年金保険における標準報酬月額とは、月額の報酬を一定の幅で区分(1~32等級)して決定したものです。

(注7) 複数の実施機関から老齢厚生年金や退職共済年金の支給を受けている方が在職中の場合は、当共済組合が支給する年金だけでなく、全ての年金額を合算した金額により計算します。

(注8) 一般組合員である間、退職共済年金(経過的職域加算額)、退職年金(年金払い退職給付)は全額支給停止されます。

詳細は、当共済組合ホームページでご覧いただけます。



トップページ ➡ 年金受給者(待機者)向け手続き ➡ 年金受給中に必要な手続き ➡
老齢厚生年金(退職共済年金)受給者の方の手続き ➡ 就職したときや議員となったとき



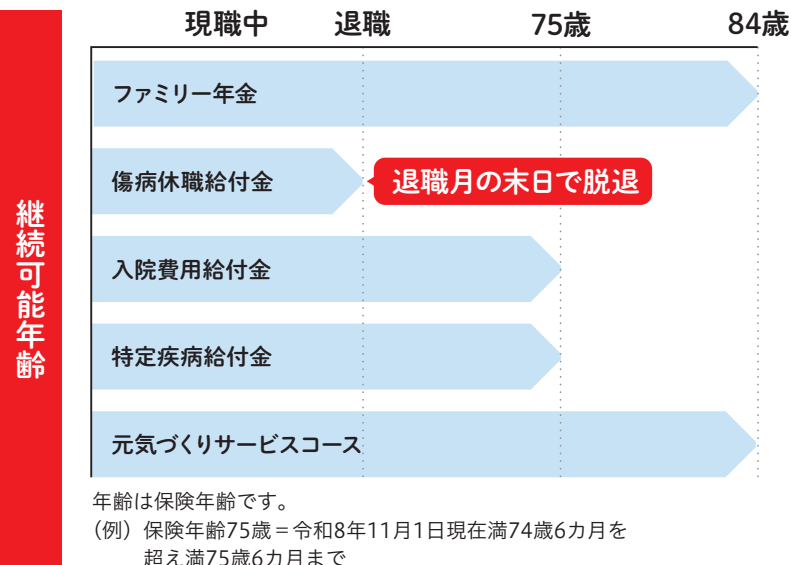
一般的な年金照会にAIが自動で回答する「年金相談チャットコーナー」を設置しています。



公立学校共済組合ホームページ <https://www.kouritu.or.jp/>

トップページ ➡ ピックアップ情報 ➡ 年金相談チャットコーナー

●福祉保険制度



ポイント

- 手続き不要で、退職（組合員資格喪失）後も継続加入可能です。^(注1)
- 退職後も前年度と同内容で自動継続^(注2)となります。内容変更（脱退・減額）は更新手続きをご提出ください。
※新規加入、増額はできません。更新手続きは毎年7月頃にご登録の住所へお届けします。
- 資料（控除証明書含む）の未着を防ぐため、住所変更の際は必ずお問い合わせ先のフリーダイヤルまでお知らせください。

(注1) 傷病休職給付金は退職日の属する月の末日で脱退となります。また、ファミリー年金の死亡給付金（3万円）と傷病休職給付金のみご加入の場合、死亡給付金の単独加入はできないため、傷病休職給付金の補償終了と同時に死亡給付金も脱退となります。

(注2) 保険期間は1年間（11月1日～翌年10月31日）で、以後毎年更新します。

制度内容等詳細は、専用ホームページのデジタルパンフレットでご確認ください。

〈ユーザー名： 〇〇〇〇 パスワード： 〇〇〇〇〉でログイン



お問い合わせ先 公立学校共済組合 福祉保険制度担当 TEL(無料) 0120-778-599

受付時間：月曜日～金曜日（年末年始・祝日を除く）10：00～16：00

●アイリスプラン

退職時の年齢や加入されている制度によって、手続きが異なります。

令和9年 3月末時点の年齢	年金コース	医療・日常事故コース／介護保障コース
満60歳以上の方	令和8年12月末頃に脱退および積立年金請求手続き書類をご自宅宛てに送付しますので、必要書類をご提出ください。	● 継続の場合、手続きは不要で退職後も継続可能 ● 退職後も年に1回契約内容の変更が可能（毎年10月～11月中旬締切） ※介護保障コースは契約変更不可
満60歳未満の方	以下のお問い合わせ先へご連絡ください。脱退手続き書類をご自宅宛てに送付します。	● 住所・電話番号・口座等の変更、退職（組合員資格喪失）の際は、「変更訂正届（ハガキ）」^(注3)を提出

(注3) 医療・日常事故コースの変更訂正届は毎年3月送付のハンドブックにとじ込み、介護保障コースは毎年10月送付の「ご契約内容のお知らせ」に同封しています。

制度内容等詳細は、教職員生涯福祉財団ホームページをご覧ください。



お問い合わせ先 年金コース、医療・日常事故コース

▶ 教職員生涯福祉財団サービスセンター TEL(無料) 0120-491-294

介護保障コース

▶ 株式会社一ツ橋サービス TEL(無料) 0120-878-626

受付時間：月曜日～金曜日（年末年始・祝日を除く）10：00～17：00

貸付事業 返済中の貸付け、残金の支払いはどうなるの？

一般組合員

退職手当等からその時点の未償還元利金相当額が**控除されます**。

退職手当だけでは足りない場合は、不足分の振込依頼書を送付しますので、払込みをお願いします。

団信制度加入者は、未償還元利金相当額が**退職手当から控除される日までが保障期間**となります。返済完了後、当共済組合が団信制度の解約手続きを行います。このとき、すでに年払いしてある保険料充当金に1カ月以上の未経過期間がある場合は、その期間分の保険料充当金を精算し、加入者に返戻します。



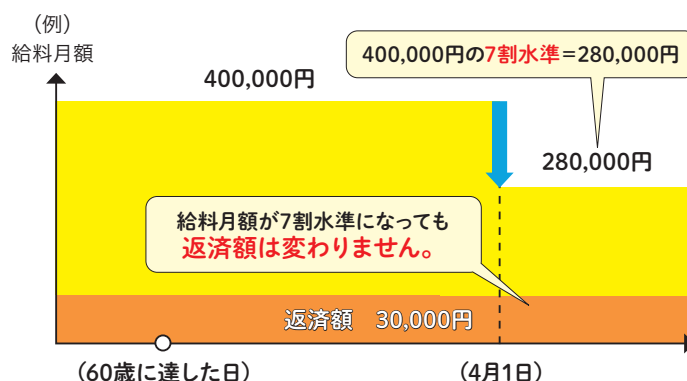
貸付事業 定年引上げに伴って60歳以降も借入金の返済が続く方へ

一般組合員

当共済組合の貸付けを受けている方で、60歳以降も返済が続く場合、60歳に達した年度の翌年度から給料月額が7割水準となっても、**返済額は変わらず、給料等からの控除は継続されますので、ご注意ください**（右図参照）。

詳細は、当共済組合ホームページでご覧いただけます。

トップページ ➡ 共済制度について ➡ 資金をかりる ➡ 償還（返済） ➡ 定年引上げに伴う60歳以降の償還



宿泊事業

退職しても公立共済やすらぎの宿と公立共済メンバーズカードは利用できるの？

一般組合員 短期組合員

退職後も引き続きご利用いただけます。公立共済やすらぎの宿では、「**公立共済メンバーズカード**」または退職時に支部から発行される「**宿泊施設特別利用者証**」を提示することで、ご本人およびご家族^(注)の方が在職中と同様に**組合員料金の適用**を受けることができます。

なお、公立共済メンバーズカードも引き続き年会費無料でご利用いただけます。

(注) 家族とは、配偶者、子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹をいいます。
なお、家族であれば同居・同姓でなくてもかまいません。

宿泊施設特別利用者証



*発行は各支部で行っています。

紹介動画を公開中！

公立共済やすらぎの宿

全国各地にある宿泊施設の魅力を動画にてご覧いただけます。お得なご利用方法もご紹介しています。

https://www.kourituyasuragi.jp/yasuragi_pv/



やすらぎの宿？

メンバーズカード？

公立共済メンバーズカード

組合員および年金受給権者（待機者を含む。）の方にお申込みいただけるクレジットカードです。カードの特典やサービスを動画で詳しくご紹介しています。

https://www.kourituyasuragi.jp/memberscard_pv/



P11でも紹介しているニャ！

リフォームのときにも住宅貸付けにおまかせ！



新築・中古住宅購入はもちろん、リフォームにもご利用いただける住宅貸付けをご用意しているケロ！
民間金融機関のリフォームローンより低金利でお得ケロ！

リフォーム時も新築時と同利率！

住宅貸付け

年利 **1.32%**^(注1)
借入限度額 **1,800万円**^(注2)
返済期間 **30年以内**

利用例
屋根・外壁・キッチン・浴室などの補修、
オール電化、耐震工事

介護仕様のリフォームはさらに低利率！

介護構造貸付け

年利 **1.06%**^(注1)
借入限度額 **300万円**
返済期間 **30年以内**

利用例
手すりの設置、段差の解消、浴室・
トイレの改修

民間金融機関の リフォームローン^(注3)

年利 **2.58%～3.64%**
借入限度額 **1,100万円**
返済期間 **20年**

公立共済が選ばれる理由

- ・担保・保証人が不要！
- ・介護構造貸付けは、
将来に備えた介護仕様
リフォームにも！
(要介護者がいなくてもOK)



(注1) 令和8年6月時点の利率(変動利率)です。また、貸付利率には、保証料率(年0.06%)を含んでいます。保証料とは、ローン等を借り受ける際に、保証人の代わりに保証会社による債務保証を受けるための費用をいいます。もし、ローンの返済が滞った場合には、保証会社が借受人の代わりにローンを返済し、その返済額は保証会社から借受人に請求されます。

(注2) 住宅貸付けの借入限度額は、組合員期間等に応じて変動し、上限は1,800万円までとなります。

(注3) リフォームローンの利率等は、令和8年2月時点において民間金融機関が取り扱っているリフォームローンを参考に作成した一例です。詳細は取扱金融機関にお問い合わせください。

お申込み、お問い合わせは
所属している支部へご連絡ください。
トップページ ➡ 組合員向け手続き ➡
資金をかりる際の手続き



お借入れ検討の際には
ぜひ新規借入シミュレーションをご利用ください。
トップページ ➡ 共済制度について ➡ 資金をかりる
➡ 貸付シミュレーション(当共済組合専用)



住宅関連の貸付け、教育貸付け対象

万への備え「団信制度」のご案内

約8割の方が加入！^(注1)

だんしん(団体信用生命保険)とは？

借受人の方が貸付金の償還途中に万一死亡したり所定の障害状態となったりした場合に、貸付金残高相当額が保険金として支払われる制度です。

(注1) 令和8年2月時点

「だんしん」に加えて安心！^(注2)

債務返済支援保険とは？

借受人の方が返済中に病気やケガで**免責期間30日を超えて就業障害**となった場合に、**毎月の返済金相当額(平均返済月額^(注3))**が**保険金として支払われる**(最長3年間)制度です。

(注2) 「だんしん」と同時に加入する必要があります。

(注3) 毎月の返済額とボーナス返済額の年間合計額を12で除した返済金相当額。

●お支払いいただく保険料充当金^(注4)

だんしん	貸付金残高が500万円の場合	月額 1,100円
債務返済支援保険	毎月1万円返済の場合	月額 92円



家族のためにも
団信制度に加入していれば
安心ケロ！

(注4) 令和8年6月時点。保険料充当金は、毎年3月時点の適用者の年齢構成、適用者の規模、保険金の支払実績等に基づき料率の見直しを行い、加入応答月から変更する場合があります。

お申込み方法

加入を希望される場合は、住宅関連の貸付けまたは教育貸付けの申込みと同時に申込みください。
なお、既に貸付けを受けられている方も、**中途加入の募集期間中(毎年10月と11月)**にお申込みいただけます。

中途加入の詳細につきましては、令和8年9月頃に当共済組合ホームページでお知らせする予定です。



制度内容等の詳細は、「団信制度適用申込の手引」をご参照ください。
なお、当共済組合ホームページでもご覧いただけます。
トップページ ➡ 共済制度について ➡ 資金をかりる ➡ 団信制度



公立共済やすらぎの宿施設一覧

北海道・東北エリア

札幌	ホテルライフポート札幌	北海道札幌市中央区南10条西1	TEL.011-521-5211
盛岡	サンセール盛岡	岩手県盛岡市志家町1-10	TEL.019-651-3322
仙台	ホテル白萩	宮城県仙台市青葉区錦町2-2-19	TEL.022-265-3411
飯坂	あづま荘	福島県福島市飯坂町字中ノ内1-1	TEL.024-542-3381

関東・甲信越エリア

水戸	ホテルレイクビュー水戸	茨城県水戸市宮町1-6-1	TEL.029-224-2727
埼玉	ホテルブリランテ武蔵野	埼玉県さいたま市中央区新都心2-2	TEL.048-601-5555
千葉	ホテルポートプラザちば	千葉県千葉市中央区千葉港8-5	TEL.043-247-7211
長野	ホテル信濃路	長野県長野市中御所岡田町131-4	TEL.026-226-5212
浅間温泉	みやま荘	長野県松本市浅間温泉3-28-6	TEL.0263-46-1547

北陸・東海エリア

富山	パレブラン高志会館	富山県富山市千歳町1-3-1	TEL.076-441-2255
岐阜	ホテルグランヴェール岐阜	岐阜県岐阜市柳ヶ瀬通6-14	TEL.058-263-7111
名古屋	ホテルルブラ王山	愛知県名古屋市中種区覚王山通8-18	TEL.052-762-3151
津	プラザ洞津	三重県津市新町1-6-28	TEL.059-227-3291



営業終了のお知らせ

公立学校共済組合和歌山宿泊所「ホテルアパローム紀の国」は、これまで多くの皆さまにご利用いただけてきましたが、2027年3月31日をもって、営業を終了することとなりました。長年にわたりご愛顧いただきましたことに深く感謝を申し上げますとともに、営業終了日までわずかでございますが、皆さまのご利用を心よりお待ちしております。

近畿エリア

嵐山	花のいえ	京都府京都市右京区嵯峨天龍寺角倉町9	TEL.075-861-1545
大阪	ホテルアウイーナ大阪	大阪府大阪市天王寺区石ヶ辻町19-12	TEL.06-6772-1441
神戸	ホテル北野プラザ六甲荘	兵庫県神戸市中央区北野町1-1-14	TEL.078-241-2451
奈良	ホテルリガール春日野	奈良県奈良市法蓮町757-2	TEL.0742-22-6021
和歌山	ホテルアパローム紀の国	和歌山県和歌山市湊通丁北2-1-2	TEL.073-436-1200

中国・四国エリア

鳥取	白兔会館	鳥取県鳥取市末広温泉町556	TEL.0857-23-1021
松江	サンボーむらくも	島根県松江市殿町369	TEL.0852-21-2670
岡山	ビューリティまきび	岡山県岡山市北区下石井2-6-41	TEL.086-232-0511
山口	セントコア山口	山口県山口市湯田温泉3-2-7	TEL.083-922-0811
道後	にぎたつ会館	愛媛県松山市道後姫塚118-2	TEL.089-941-3939
高知	高知会館	高知県高知市本町5-6-42	TEL.088-823-7123

九州エリア

福岡	福岡リーセントホテル	福岡県福岡市東区箱崎2-52-1	TEL.092-641-7741
北九州	小倉リーセントホテル	福岡県北九州市小倉北区大門1-1-17	TEL.093-581-5673
佐賀	グランデはぐくれ	佐賀県佐賀市天神2-1-36	TEL.0952-25-2212
長崎	ホテルセントヒル長崎	長崎県長崎市筑後町4-10	TEL.095-822-2251
熊本	水前寺共済会館グレース	熊本県熊本市中央区水前寺1-33-18	TEL.096-383-1281
別府	豊泉荘	大分県別府市青山町5-73	TEL.0977-23-4281
鹿児島	ホテルウェルビューかごしま	鹿児島県鹿児島市与次郎2-4-25	TEL.099-206-3838

※ご予約・お問い合わせは、施設へ直接ご連絡ください。※マークは温泉のある施設です。

お得なプランや施設情報がご覧になれます。

公立共済やすらぎの宿

<https://www.kourituyasuragi.jp/>



令和8年度公立共済やすらぎの宿キャンペーン



公立共済やすらぎの宿で

Good オコ!

2026.05~12 キャンペーン

公立共済メンバーズカード会員

10万人突破!!

ありがとうニャン!



下記の期間中やすらぎの宿ご利用時
公立共済メンバーズカードのお支払いで

実施期間

- 第1弾 終了しましたニャン! 31日(日)
- 第2弾 7月1日(水)~ 8月31日(月)
- 第3弾 12月1日(火)~12月20日(日)

10% OFF!

公立共済メンバーズカードを
まだお持ちでない方はこちら!

ゴールドカード相当のおトクなカードです。
詳しい情報はこちら➡

<https://www.kourituyasuragi.jp/memberscard/>



詳細はキャンペーン特設ページをご覧ください。

<https://www.kourituyasuragi.jp/good-off/>

※本キャンペーンの内容は、予告なく変更することがございます。



公立学校共済組合ホームページを ぜひご活用ください！

共済制度のご案内や、当共済組合が運営する宿泊施設、直営病院などについてご覧いただけます。

当共済組合の 事業概要は こちらから！

短期給付や長期給付など当共済組合が行っている各事業の概要をご覧いただけます。

新着情報は こちらから！

当共済組合からの最新のお知らせを掲載しています。

公立学校共済組合
ホームページは
こちらから！

<https://www.kouritu.or.jp/>



所属している支部からのお知らせは 「支部ページ」から！

ご自身の所属支部（都道府県）を選択すると、各支部ページに移動します。支部からのお知らせや、各種手続き等についてご覧いただけます。



組合員専用ページへのログイン方法

ご自身の所属支部（都道府県）を選択し、組合員番号とパスワード（所属している支部名のアルファベット1文字目（ヘボン式の大文字）+@+生年月日（西暦））を入力してください。

（例）千葉支部：C@生年月日（西暦）

福岡支部：F@生年月日（西暦）



注記：全て半角で入力してください。
生年月日は8桁で入力してください。

広報誌「共済フォーラム」 電子版はこちらから！

本誌の電子版を掲載しています。
令和8年度発行号から、一部情報を除き組合員専用ページへのログイン不要でご覧いただけます。

公立共済メンタルヘルスサイト「こころんく」

ぜひご活用ください！

まずはアクセス



<https://kokorinku.kouritu.or.jp/>

●こころの基礎知識

知っておきたい“こころ”についての基礎知識を状況別に掲載しています。

●こんな時どうする？

教育委員会および学校の方向けに役立つ情報を掲載しています。
～組合員の方にも役立つ～
直営病院で行う復職支援についてもぜひご覧ください。



●各種サポート

組合員の皆さまが利用できるさまざまな事業を集約しています。

●お知らせ

最新情報はこちらに掲載しますので、ぜひご確認ください。

●専門家コラム

メンタルヘルスに関連したコラムを掲載しています。

●おすすめのタグ （タグ検索）

タグからサイト内の記事を検索できます。

所属所に配布した
チラシもご覧ください！